

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年12月1日(2011.12.1)

【公表番号】特表2011-512911(P2011-512911A)

【公表日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-017

【出願番号】特願2010-547932(P2010-547932)

【国際特許分類】

A 6 1 M 5/28 (2006.01)

A 6 1 M 5/31 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/28

A 6 1 M 5/31

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月7日(2011.10.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シリンジ・ハウジング(1)と、プランジャ・ユニットによって作動可能であるピストン(2)とを含む、成分を引き込み、分配するための単一チャンバ・デバイスであって、混合アセンブリ(3)であって、そのロッド(10)が前記ピストン(2)を通して導かれ、前記プランジャ・ユニット(4、21)に操作可能に連結された混合アセンブリ(3)を含む単一チャンバ・デバイス(5、20)において、前記プランジャ・ユニット(4)は、前記混合ロッド(10)において接続され(12)且つ前記混合ロッドに係合可能である手段を備えるプランジャ・ロッド(13)を含むことを特徴とする、デバイス。

【請求項2】

前記プランジャ・ロッド(13)は、一方の端部に、前記混合ロッドに対応し、前記混合ロッドに係合可能である凹部(14)を有するフランジを備えることを特徴とする、請求項1に記載のデバイス。

【請求項3】

前記プランジャ・ロッド(13)のもう一方の端部に、指置き付きハンドル(15)が設けられたことを特徴とする、請求項2に記載のデバイス。

【請求項4】

前記プランジャ・ユニット(21)は、ヒンジ(22)によって前記混合ロッド(10)に連結され、前記混合ロッドをつかむようにした形状にされ、指置き付きハンドル(15)が、前記混合ロッド(10)に設けられたことを特徴とする、請求項1に記載のデバイス。

【請求項5】

前記シリンジ・ハウジング(1)に配置された前記ピストン(2)は、前記シリンジ・ハウジングに対してその円周を、及び前記混合ロッド(10)に対してその通路(9)の両方を密封する密封手段(8)を備えることを特徴とする、請求項1から4までのいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項6】

前記混合アセンブリ(3)は、前記混合ロッド(10)の出口側の端部に配置された混

合ディスク(11)を有することを特徴とする、請求項1から5までのいずれか一項に記載のデバイス。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、請求項1のプリアンブルに記載の、成分を引き込み、分配するための単一チャンバ・デバイスに関する。そのようなデバイスは、引用文献1から知られており、このデバイスの場合、混合ロッドによって駆動される別個のプッシャが、混合物を分配するために挿入されなければならない。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

図6は、プランジャ・ユニット4の実施例の変形例を示し、ここでは、デバイス20の指置き付きハンドル15が、混合ロッド10に配置され、プランジャ・ユニット21は、ヒンジ22を介してハンドルに連結された連節部品の形態である。このプランジャ・ユニット21の機能は、前述の実例におけるのと同じであり、すなわち、混合操作のために、プランジャ・ユニット21が図6の位置に持ってこられ、液体を引き込む、又は混合物を放出するために、プランジャ・ユニットが混合ロッド10にカチッとハマり、この実施例の変形例のプランジャ・ロッドは、混合ロッド10に対応する溝形断面の形状である。